

第10章

生命保険会社の経営の健全性と契約者保護

1 監督官庁による監督 147

2 経営の健全性の確認方法

- 1. 経営の健全性を判断するための資料 147
- 2. ソルベンシー・マージン比率 148

3 経営破綻時の契約者保護

- 1. 生命保険契約者保護機構 148
- 2. 経営破綻した後の流れ 149
- 3. 経営破綻した場合の契約条件の変更 150
- 4. 経営破綻時の取引制限 150

4 生命保険会社が売却されたとき

- 【参考】ソルベンシー・マージン比率の算定方法 151
- 【参考】過去の経営破綻時の契約条件の変更等(概要) 152
- 【参考】生命保険会社による契約条件の変更の申し出 152
- 【参考】経営破綻時の流れ 153

1 監督官庁による監督

- 生命保険業を営むには、国の免許が必要です。
- 販売する生命保険の商品や保険料率も、監督官庁である金融庁が認可します（保険業法第123条、124条）。
- 金融庁は、報告を求めたり（保険業法第128条）、検査を行う（保険業法第129条）など生命保険会社の経営を監督します。

生命保険業の免許制
参照 4ページ

2 経営の健全性の確認方法

1. 経営の健全性を判断するための資料

- 生命保険会社の経営の健全性を判断する材料として、次のような資料があります。

	内容・特徴	備考
ディスクロージャー誌	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険会社が経営内容を公開するために、毎事業年度に作成が義務付けられている資料（保険業法第111条） ● 掲載内容は、法令の定めに加え、自主的な開示項目を含めた生命保険協会の「ディスクロージャー開示基準」や「ディスクロージャー要綱様式モデル」に基づく ● ソルベンシー・マージン比率や基礎利益など項目ごとの数値が分かる ● 生命保険会社の支社・営業所などやホームページで閲覧できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務諸表を読解する知識が必要となる ● 生命保険協会では生命保険会社のディスクロージャー誌の読み方を解説した「生命保険会社のディスクロージャー 虎の巻」を作成している
ソルベンシー・マージン比率	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険金等の「支払余力」を判断する行政監督上の指標 ● 数値で表示されるので分かりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険業法施行規則第86、87条などで計算方法が定められている ● 数値だけを取り上げて誇張されることがある ● この数値のみで健全性を判断できるものではなく、諸々の指標による総合的な判断が必要

ディスクロージャー誌は、毎年7月末までに「〇〇生命の現状」「決算のご報告」などの名称で作成されます。

「基礎利益」とは「経常利益」から、本業以外での利益である有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を除いて計算したものです。

ソルベンシー・マージン比率
参照 148ページ

	内容・特徴	備考
決算発表資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 四半期ごとの業績も開示されている ● 個別の生命保険会社や生命保険協会のホームページで閲覧できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務諸表を読解する知識が必要となる
格付機関の資料 (保険財務力格付、 保険金支払能力格付)	<ul style="list-style-type: none"> ● 記号で表示されるので分かりやすい ● 格付機関のホームページで確認できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険会社が格付を依頼する依頼格付と、格付機関が独自に格付する勝手格付がある ● 記号だけを取り上げて、誇張されることがある

年度の決算発表資料は、例年、各生命保険会社とも5月に前年度分を公表しています。

ソルベンシー・マージン比率の算定方法

参照▶ 151ページ

2. ソルベンシー・マージン比率

- ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落などの通常予想できる範囲を超えたリスクにも対応できる「支払余力」を判断する行政監督上の指標です。
- 生命保険会社が破綻していなくても、ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合、監督官庁である金融庁は業務の改善などの命令を発動できます(保険業法第132条)。

〈保険会社に対する早期是正措置の概要〉(保険業法第132条2項に規定する区分を定める命令)

区 分	ソルベンシー・マージン比率	措 置
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための改善計画の提出及びその実行の命令
第二区分	0%以上 100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 1.保険金等の支払能力の充実に係る計画の提出及びその実行 2.配当の禁止又はその額の抑制 3.契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 4.新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法の変更 5.役員賞与の禁止またはその額の抑制その他の事業費の抑制 など
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

※経営破綻した場合の契約条件の変更

参照▶ 150ページ

経営破綻した生命保険会社の契約を引き継いだ会社は「生命保険会社の社名変更等一覧」で確認できます。

参照▶ 8ページ

3 経営破綻時の契約者保護

- 生命保険会社が破綻した場合でも、契約がなくなるわけではありません。
- 生命保険契約者保護機構により契約者保護が図られますが、契約者にも一定の負担*が生じます。

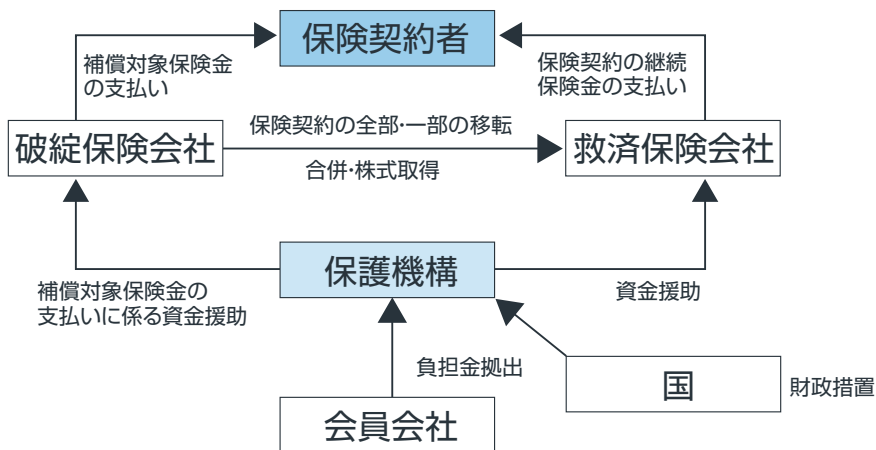
1. 生命保険契約者保護機構

- 生命保険契約者保護機構には、国内で事業を行う全ての生命保険会社が加入しています(保険業法265条の3第1項)。
- 生命保険会社の破綻があった場合、更生手続きにおける契約者の一切の手続きを代理したり、破綻保険会社の保険契約の移転等における資金援助、補償対象保険金の支払いに係る資金援助等を行います。
- 保護機構の財源は、生命保険会社各社の負担金で成り立っています。ただし、万一、2022(令和4)年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金だけでは資金援助の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から生命保険契約者保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

2. 経営破綻した後の流れ

〈破綻会社の保険契約を引き継ぐ救済保険会社が現れた場合〉

【イメージ図】



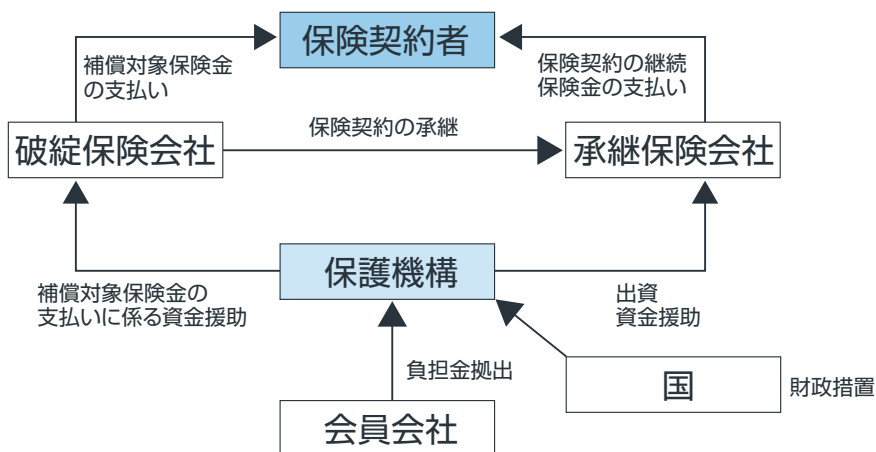
破綻後、更生計画が認可されるまでに保険事故が発生した場合は、補償対象保険金が支払われます。

参照▶ 150ページ

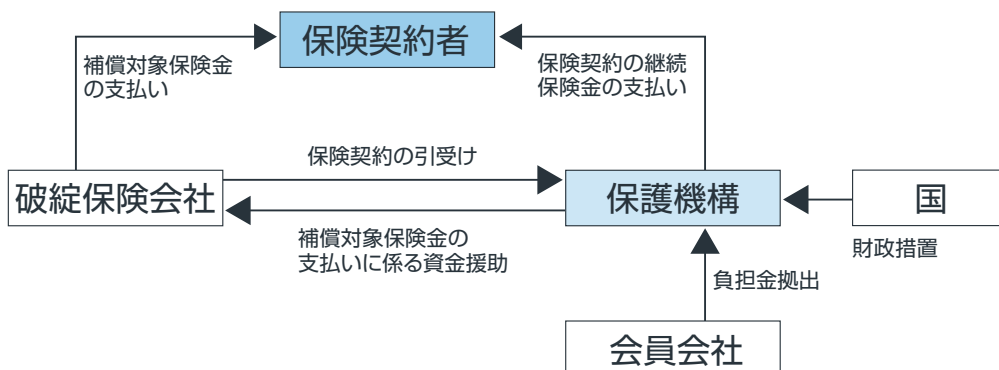
- 生命保険契約者保護機構の設立(1998(平成10)年12月)以降の生命保険会社の破綻事例では、全て救済保険会社が現れています。

〈破綻会社の保険契約を引き継ぐ救済保険会社が現れなかった場合〉

【イメージ図】①「承継保険会社」による保険契約の承継



【イメージ図】②保護機構による保険契約の引受け



責任準備金

参照▶ 25ページ

※高予定利率契約(過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約)については所定の計算に基づき、補償限度が90%よりも低くなります。

予定利率、予定死亡率、予定事業費率

参照▶ 95ページ

更生手続

参照▶ 153ページ

3. 経営破綻した場合の契約条件の変更

- 将来の保険金等の支払いに備えて積み立てられるべき責任準備金等の原則90%*まで補償されます。
- 救済会社などが契約を引き継ぐときに新たな予定利率が設定され、それよりも高い予定利率の契約はその設定された予定利率まで引き下げられます。また、予定死亡率、予定事業費率などが変更されることもあります。
- 契約条件の変更による影響を保険種別、加入時期別、保険期間別にみると、次のような傾向があります。

【保険種別別にみる影響】

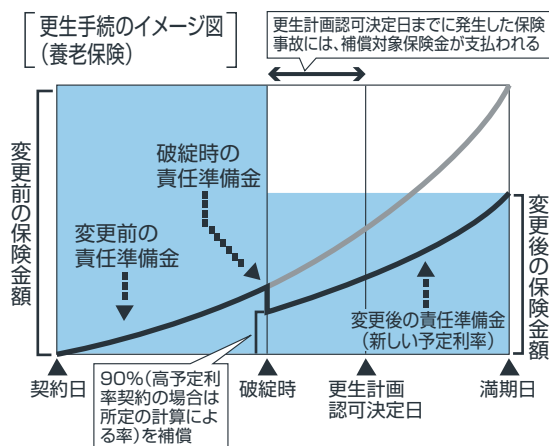
保障性の高い保険(定期保険等)では、保険金額の減少幅は小さく(減少しない場合もあります)、貯蓄性の高い保険(養老保険、終身保険、個人年金保険等)では、減少幅が大きくなります。

【加入時期別にみる影響】

予定利率が高い時期に加入した契約ほど、保険金額の減少幅が大きくなります。

【保険期間別にみる影響】

加入時期が同じ契約でも、満期までの期間が長いほど減少幅が大きくなります。



- 据置金、前納保険料、積立配当金については、明確な規定はなく下記のとおりです。

これまでの事例では、

満期保険金・死亡保険金の据置金：全額保護されています

前納保険料、積立配当金：原則、90%まで補償されています

- 保険期間中の生存給付金の据置金については、全額保護の対象とはならず、据置金の90%までの補償となることがあります。

4. 経営破綻時の取引制限

- 破綻後、金融庁より業務の一部停止命令または、裁判所より保全命令が発せられた場合、生命保険会社は業務の取扱いが制限されます(それらの制限は、救済会社などへ契約移転手続等が完了すると、解除されます)。

【破綻から移転手続完了までの間、契約者が制限される事項】

解約、中途増額、中途付加、減額、転換、種類変更、払済保険・延長(定期)保険への変更、新規の契約者貸付、契約の申込み など

- 破綻時から更生計画が認可されるまでに保険金などを受け取る事態が発生した場合は、補償対象保険金として暫定的に保険金などの90%*が支払われます。更生計画による変更後の保険金が、補償対象保険金額を上回る場合は、その差額が支払われます。
- また、契約の継続を希望する場合、取扱いを制限されている期間中も保険料を払い込む必要があります。保険料の払込みがない場合、契約が失効したり保険料自動振替貸付が適用されます。
- 更生計画が認可決定されてから一定期間内に解約する場合、契約条件変更後の解約返戻金等からさらに一定の割合で削減されます(早期解約控除制度)。

右記は、「更生手続」をもとにしています。契約者保護の面では、「行政手続」の場合も右記と同様です。

4 生命保険会社が売却されたとき

- 生命保険会社が売却されると、一般的に売却先の生命保険会社へと保険契約は移転されます。生命保険会社が破綻した場合と異なり、いわゆる「破綻前の予定利率の変更」が行われない限り、契約者に保険契約上の不利益はないといえます。

破綻前の予定利率の変更

参照 152ページ

【参考】ソルベンシー・マージン比率の算定方法

$$1. \text{ソルベンシー・マージン比率}(\%) = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100$$

2. ソルベンシー・マージン総額(=下記の合計額)

資本金又は基金等の額^{※1}、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券の評価差額×90%^{※2}、土地の含み損益×85%^{※2}、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額、持込資本金等(外国生命保険会社のみ)、控除項目、その他

※1 相互会社は「基金等」、株式会社は「資本金等」、外国生命保険会社は「供託金等」となります。

※2 マイナスの場合は100%です。

$$3. \text{リスクの合計額} = \sqrt{(R1+R8)^2 + (R2+R3+R7)^2} + R4$$

通常予想できる範囲を超える諸リスク(保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど)を数値化して算出

- 保 険 リ ス ク 相 当 額 (R1): 大災害の発生などにより、保険金などの支払いが急増するリスク相当額
第三分野の保険リスク相当額(R8): 医療保険やがん保険などのいわゆる第三分野保険について給付金等の支払いが急増するリスク相当額
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 (R2): 運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 (R3): 株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額
最 低 保 証 リ ス ク 相 当 額 (R7): 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 (R4): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得るリスク相当額

※H社の高予定利率契約については、法定の最大限まで責任準備金が削減されています。

予定利率

参照▶ 95ページ

【参考】過去の経営破綻時の契約条件の変更等(概要)

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社
破綻	1997 (平成9年)	1999 (平成11年)	2000 (平成12年)	2000 (平成12年)	2000 (平成12年)	2000 (平成12年)	2001 (平成13年)	2008 (平成20年)
手続きの種類	行政手続				更生手続			
債務超過額 (億円)	3,029	6,500	3,177	365	5,950	6,895	731	643
資金援助額 (億円)	2,000	3,663	1,450	267	なし	なし	なし	278
引下げ後の 予定利率(%)	2.75	1.50	1.00	1.00	1.50	1.75	2.60	1.00
責任準備金 削減率(%)	なし	10	10	10	10	8	なし	10*

【参考】生命保険会社による契約条件の変更の申し出

(いわゆる経営破綻前の既契約の予定利率の変更)

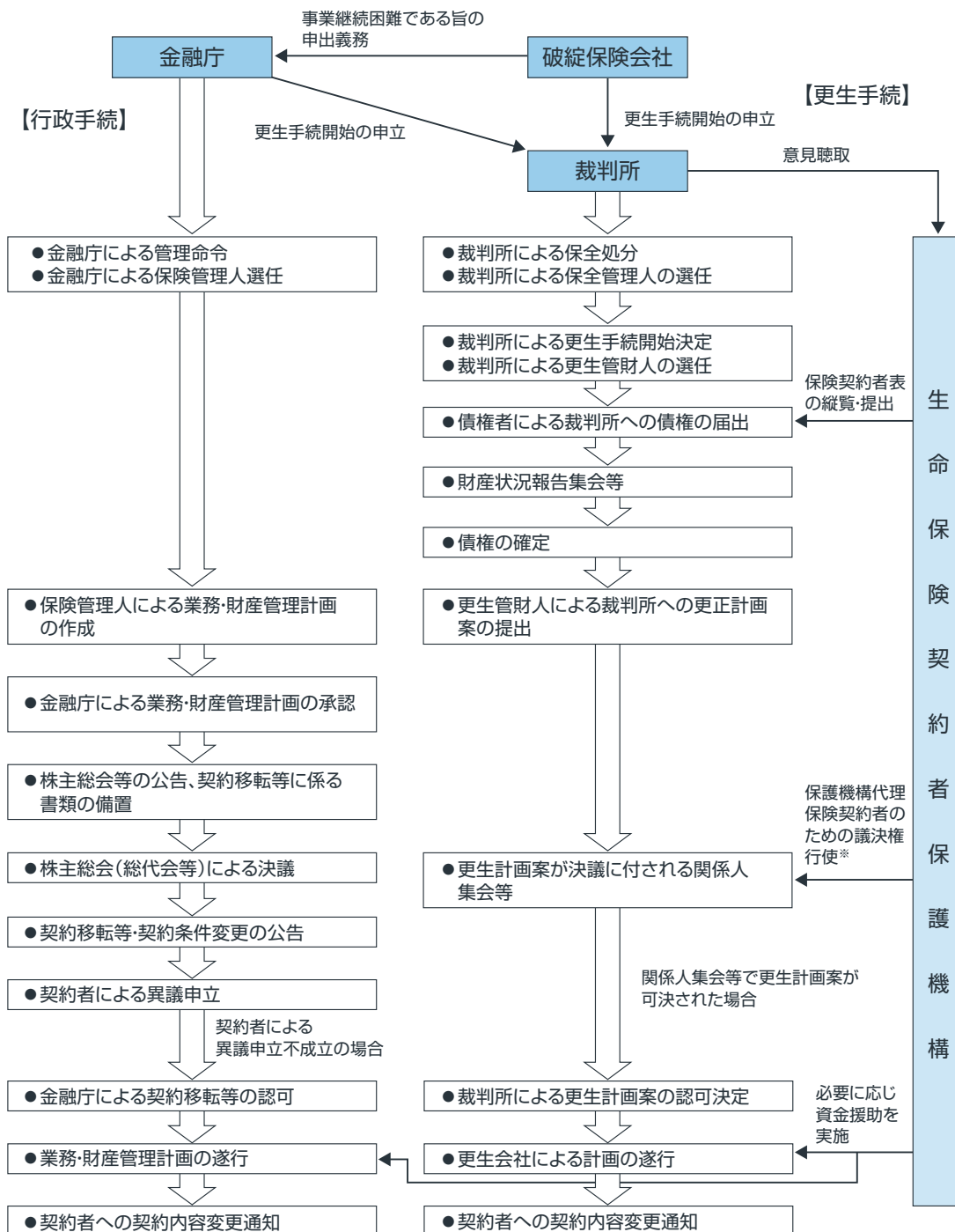
- 通常、契約時に予定利率が固定される商品の場合、予定利率は契約の消滅まで変更されません。しかし、破綻に至っていないものの、保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合、契約者の利益を守るために生命保険会社が既契約の予定利率引下げを申し出る手続き等が整備されています(保険業法第240条の2)。
- 生命保険会社は、内閣総理大臣に申し出を承認された場合にこの制度を利用できます。
- 破綻のケースとは一概に比較できませんが、契約条件の変更範囲を比較すると、下記のような違いがあります。
- 経営破綻前の予定利率変更の制度は2003(平成15)年の保険業法改正により創設されましたが、これまで利用されたことはありません。

	破綻前の予定利率変更	破綻時の契約者保護
責任準備金	削減禁止	90%が最低限補償 責任準備金が最大10%削減される可能性があるため、影響が大きくなる(高予定利率契約の場合、責任準備金が10%を超えて削減される可能性もある)
予定利率	政令により下限3% 下限が3%に設定されており、これより低い予定利率の契約は、引下げの対象外	下限なし 3%より低くなる可能性がある(過去の破綻では1.0~2.75%に予定利率が変更された)

【参考】経営破綻時の流れ

破綻後の手続きには、保険業法に基づく金融庁の命令等による「行政手続」と、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(更生特例法)に基づく裁判所の監督による「更生手続」の2つがあります。

契約内容変更等の案に対して契約者が意向を表明する機会として、行政手続の過程では「保険契約者による異議申立」、更生手続の過程では「更生計画案が決議に付される関係人集会等」があります。契約内容変更の決定後に契約者が「保険金の削減幅が大きすぎる」などの意向を表明しても、それが個別に認められるわけではありません。



※更生管財人が作成した更生計画案に対して、契約者が不同意の場合、もしくは保護機構に対して議決権を委任せずに自ら議決権を行使することを希望する場合には、所定の手続きを経ることにより、契約者が独自に議決権を行使することができます。